

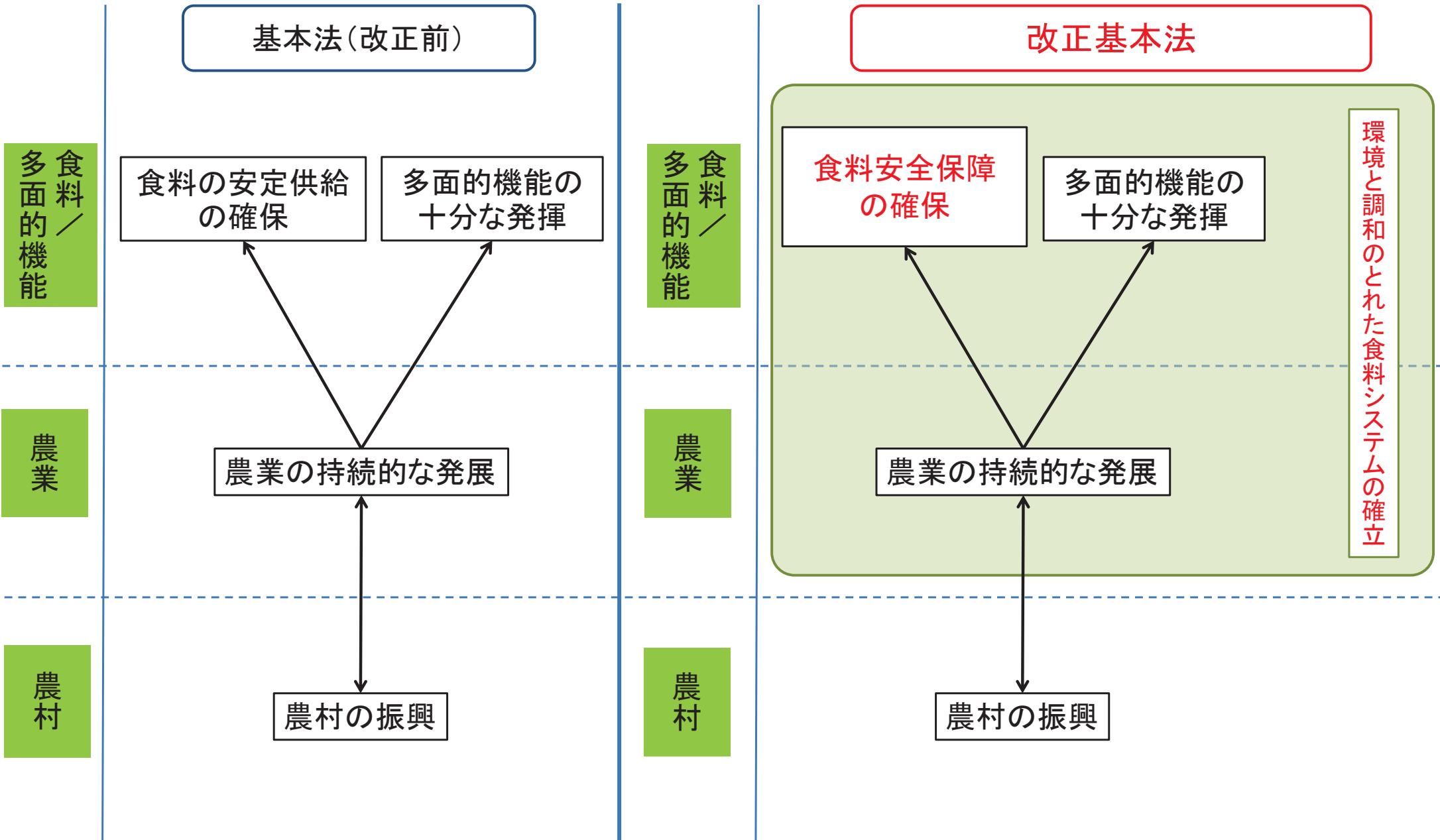
食料・農業・農村基本法 改正のポイント

令和 7 年 2 月
農林水産省

目 次

○ 改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）	2
○ 改正のポイント	
① 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に	3
② 「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に	9
③ 人口減少下における農業生産の方向性を明確化	11
④ 人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化	18
⑤ 「食料システム」の位置付けと関係者の役割を明確化	23
⑥ 改正基本法に基づく次期基本計画の策定	24
○ 食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方	26

改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）



改正のポイント①：国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に

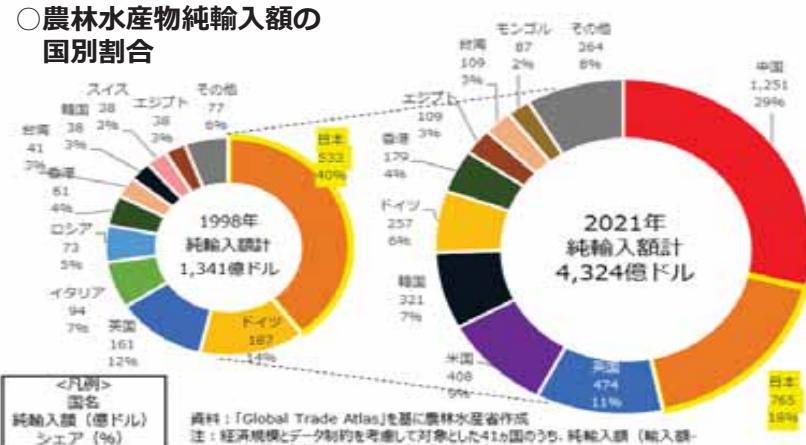
- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・農業生産基盤等の確保のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した**価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

- <世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>
- ・気候変動による食料生産の不安定化
- ・世界的な人口増加等に伴う
食料争奪の激化
- ・国際情勢の不安定化

- <良質な食料入手できない食品アクセス問題の増大>
- ・小売・スーパーの撤退
- ・高齢者を中心とした買い物の移動の不便さの増大
- ・貧困・格差の拡大

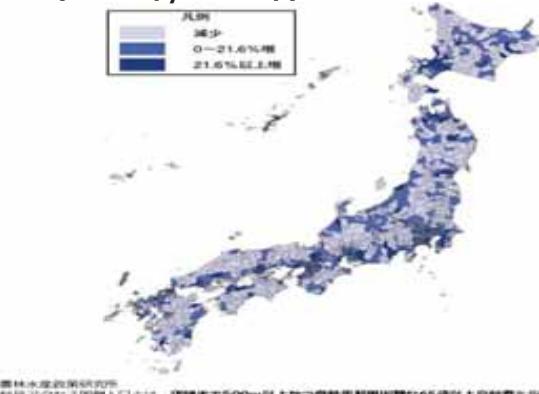
○農林水産物純輸入額の国別割合



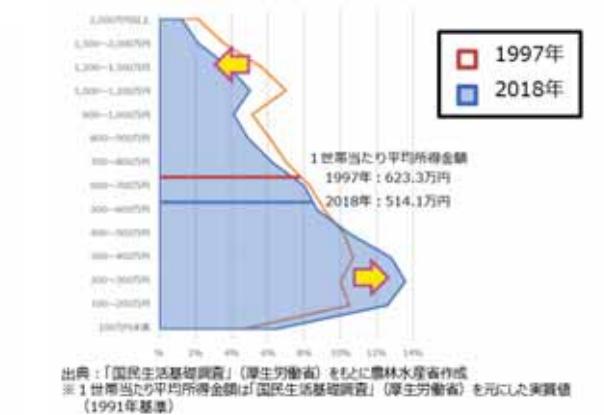
改正後の基本理念

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、
国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、
国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、
「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、
国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義（第2条第1項）
- ・食料の安定的な供給については、**農業生産の増大を基本**とし、
安定的な輸入・備蓄の確保について新たな位置付け（第2条第2項）
- ・食料の安定的な供給に当たっては、
農業生産の基盤等の**食料の供給能力の確保が重要**である旨を
位置付け（第2条第4項）

○アクセス困難人口増加率・市町村 (2015年/2005年)



○所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



改正のポイント①：国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に

- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・農業生産基盤等の確保のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した**価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

<人口減少に伴う国内市场の縮小>

- ・生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度に減少
- ・加工食品の消費量も減少見込み
- ・これに応じた、農業生産基盤、食品産業の事業基盤の縮小

<デフレ経済下で低価格が定着>

- ・国内外における資材費、人件費等の恒常的なコスト増を賄うことが困難

改正後の基本理念

- ・国内への食料の供給に加え、**海外への輸出**を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならないことを規定（第2条第4項）

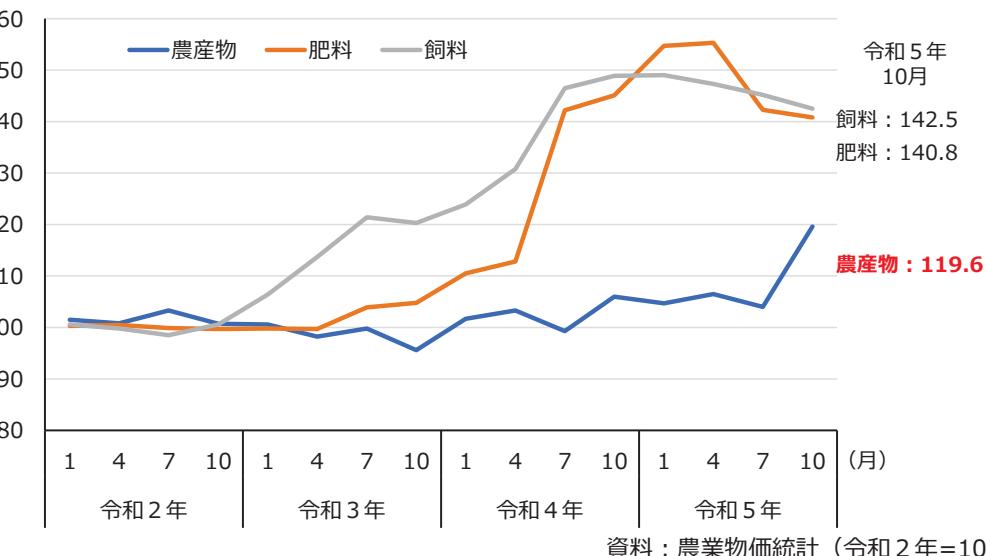
- ・**食料の価格形成**において、**食料システムの関係者**（農業者、食品事業者、消費者等）により、食料の持続的な供給に要する**合理的な費用が考慮される**ようにしなければならないことを規定（第2条第5項）

○国内市场の変化（食料支出総額（単位：%））

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
合 計	100	101	100	100	99	98
生鮮食品	100	97	91	85	80	75
加工食品	100	103	105	107	109	111
外 食	100	102	100	99	97	95

資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）

○農産物・農業生産資材（肥料、飼料）の物価指数の推移



具体的な施策

食品アクセス

○第19条 食料の円滑な入手の確保（新設）

①食料の輸送手段の確保（物流拠点の整備、産地から消費地までの幹線物流対策、消費地における移動販売）

②食料の寄附促進の環境整備

（食料の寄附を通じたフードバンクやこども食堂等の取組について、地域の関係者が連携する体制づくりへの支援）

等

食品産業

○第20条 食品産業の健全な発展（拡充）

①持続可能な食料供給の促進（人権・環境、食口ス削減）

②海外における事業展開の促進

等

○食料アクセス困難人口の推計（2020年）

	食料品アクセス困難人口a				
	65歳以上人口に占める割合	うち75歳以上b	75歳以上人口に占める割合	75歳以上割合(b/a)	(千人、%)
全国計	9,043	25.6	5,658	31.0	62.6
三大都市圏	4,141	24.2	2,499	28.2	60.3
東京圏	2,037	22.5	1,196	25.6	58.7
名古屋圏	787	26.4	500	32.5	63.6
大阪圏	1,317	26.0	802	30.3	60.9
地方圏	4,902	26.9	3,160	33.7	64.5

資料：農林水産政策研究所

注1) アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指す。

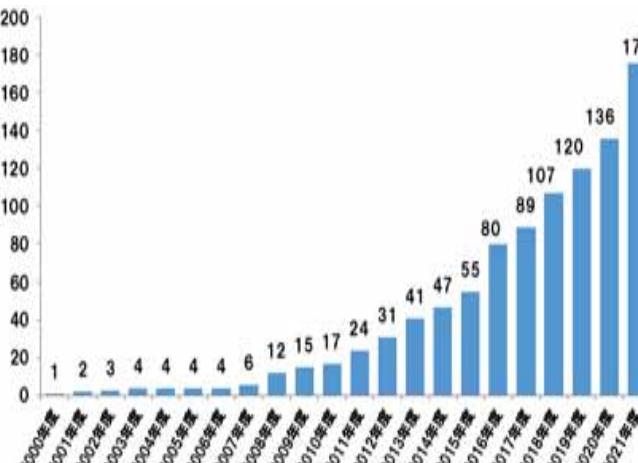
2)「令和2年国勢調査メッシュ統計」および店舗の所在地が分かるデータ等を用いて推計したものである。

3) 店舗は、食肉、鮮魚、果実・野菜小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアである。

4) 東京圏は東京、埼玉、千葉、神奈川。名古屋圏は愛知、岐阜、三重、大阪圏は大阪、京都、兵庫、奈良である。

5) ラウンドのため合計が一致しない場合がある。

○国内のフードバンク団体数



○こども食堂数の推移



資料：認定NPO法人全国こども食堂支援センター「むすびえ
「こども食堂全国都市数調査2021結果」

具体的な施策

輸入の安定化

○第21条 農産物等の輸入に関する措置（拡充）

- ①国と民間との連携による輸入の相手国の多様化
- ②輸入の相手国への投資の促進（民間企業による主要な穀物生産国の集出荷施設や港湾施設に対する投資への支援）

等

輸出促進

○第22条 農産物の輸出の促進（新設）

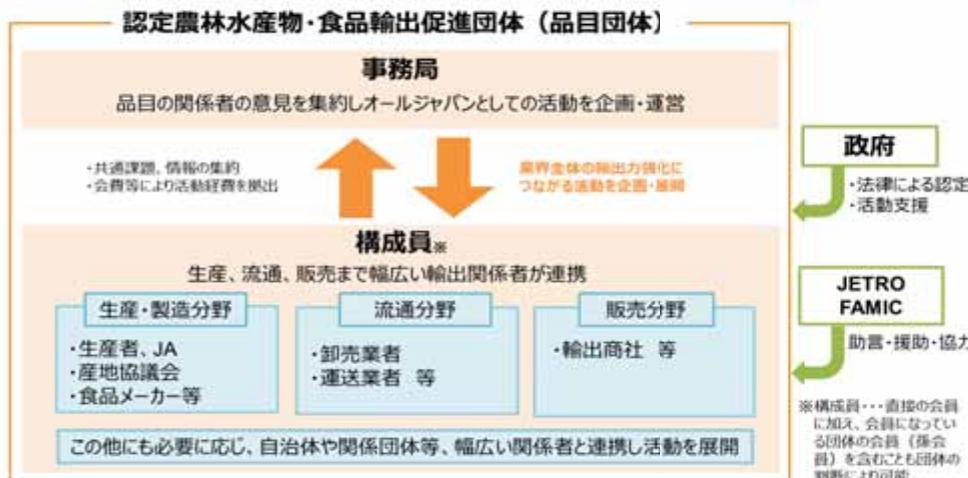
- ①輸出产地の育成
- ②輸出品目団体の取組の促進
- ③輸出相手国における販路拡大支援（輸出支援プラットフォーム等）
- ④知的財産の保護
- ⑤輸出条件の協議（動植物検疫等）

等

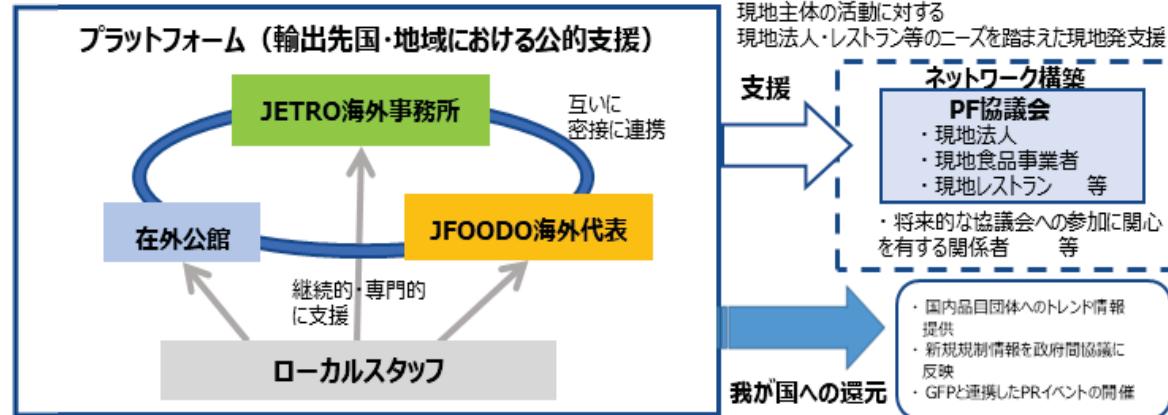
○我が国の輸出施策の例

品目団体の組織化及びその取組の強化

＜認定団体の体制イメージ＞



輸出先国・地域における支援体制の強化



具体的な施策

食料の価格形成

○第23条 食料の持続的な供給に要する費用の考慮（新設）

- ①食料システムの関係者の理解の増進
- ②合理的な費用の明確化の促進

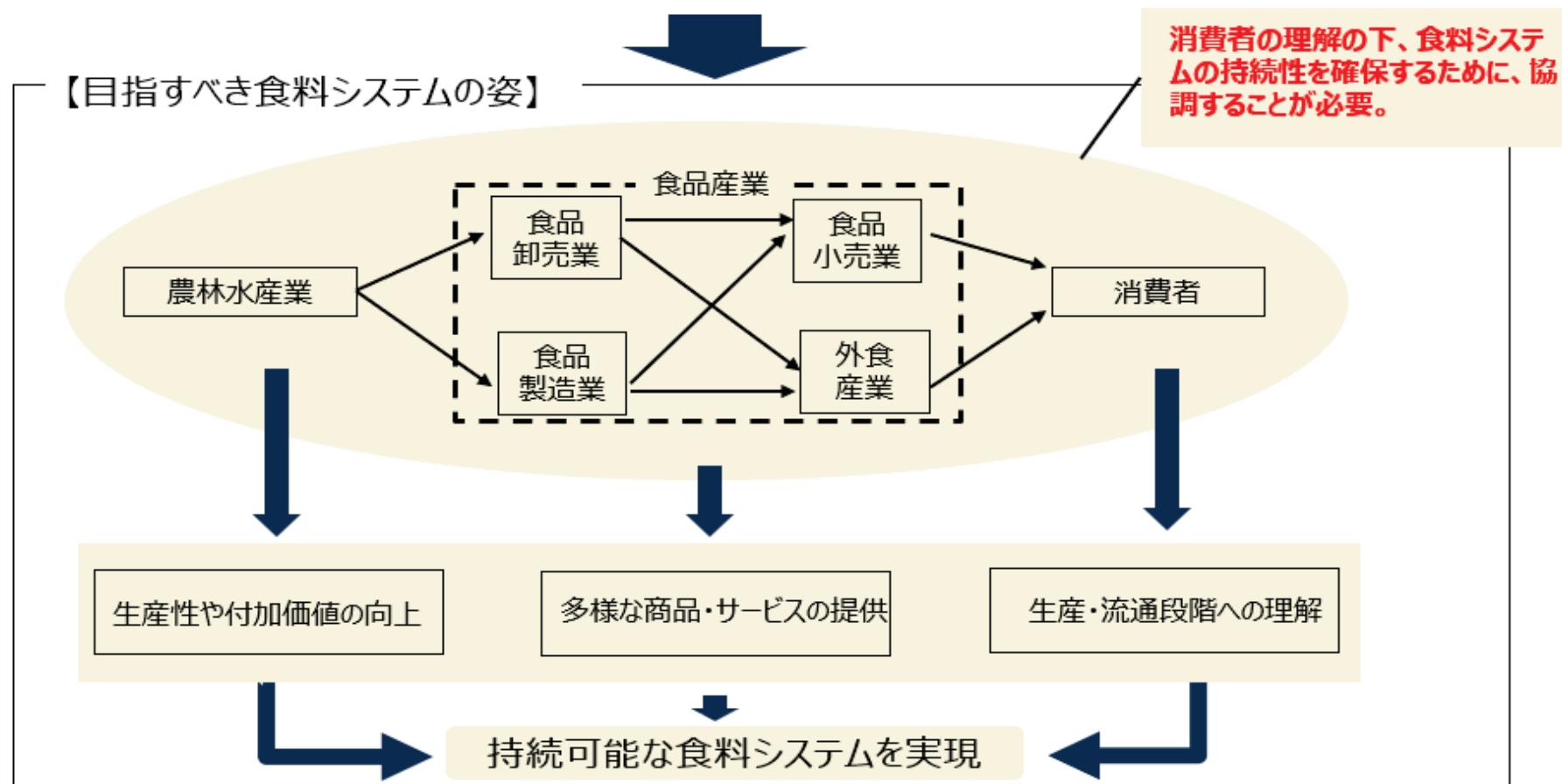
等

○合理的な価格形成に向けた食料システムの構築

「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、消費者も含めた関係者の理解を図り、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。

【協議会の目的】

生産から消費までの各段階の関係者が一堂に集まり、適正な価格形成の在り方を協議。



具体的な施策

不測時の対応

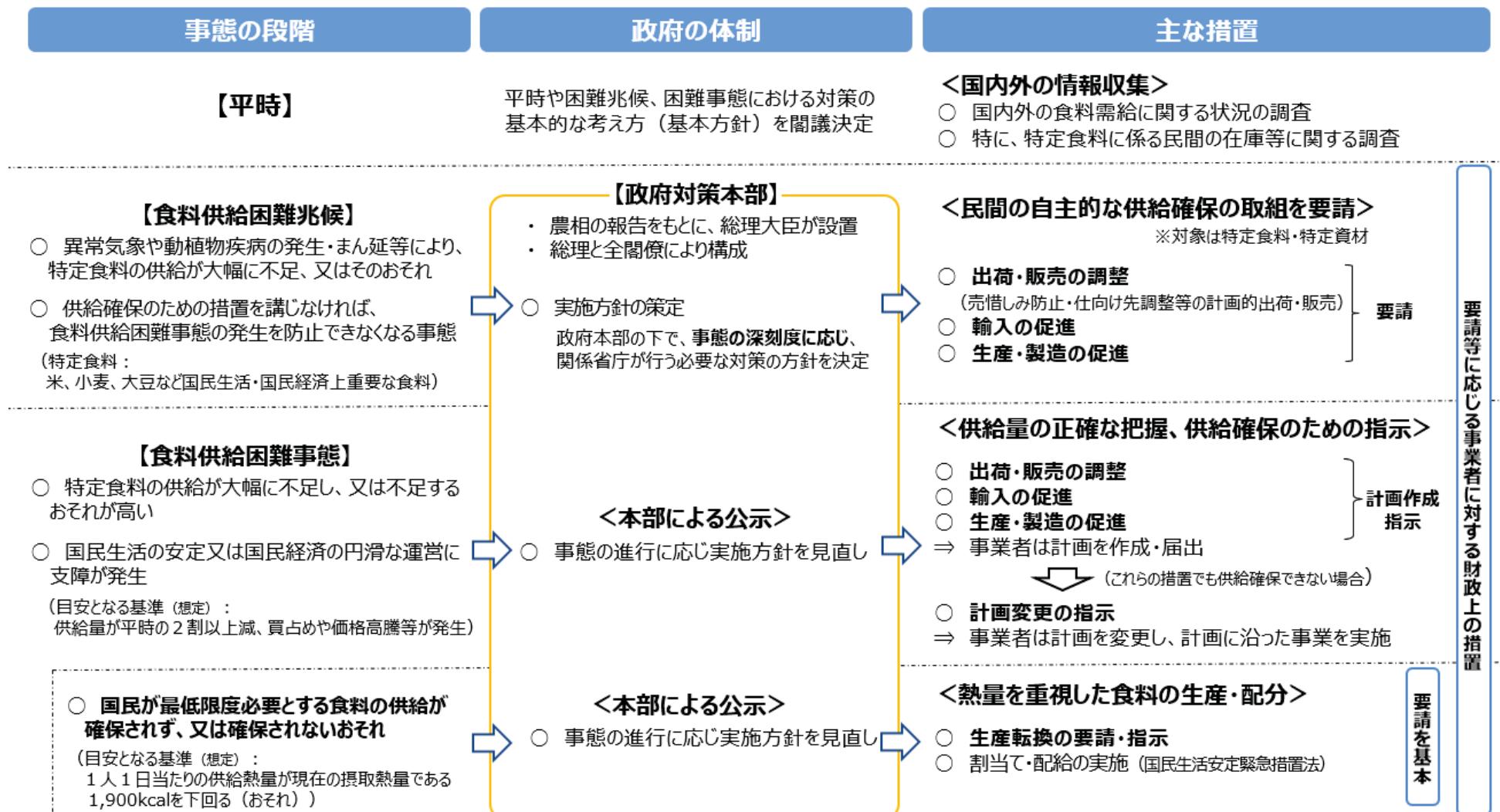
○第24条 不測時における措置（拡充）

- ①関係行政機関相互間の連携の強化（政府対策本部の設置）
- ②備蓄食料の供給、食料の輸入拡大

等

○食料供給困難事態対策法

- ・民間を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握
- ・民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化
- ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等



要請等に応じる事業者に対する財政上の措置

要請を基本

改正のポイント②：「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け
- ・多面的機能は環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない旨を位置付け

25年間で明らかになった課題

＜環境問題への対応＞

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、**気候変動や生物多様性への影響が懸念**
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、**環境負荷低減への取組が国際的にも必要**

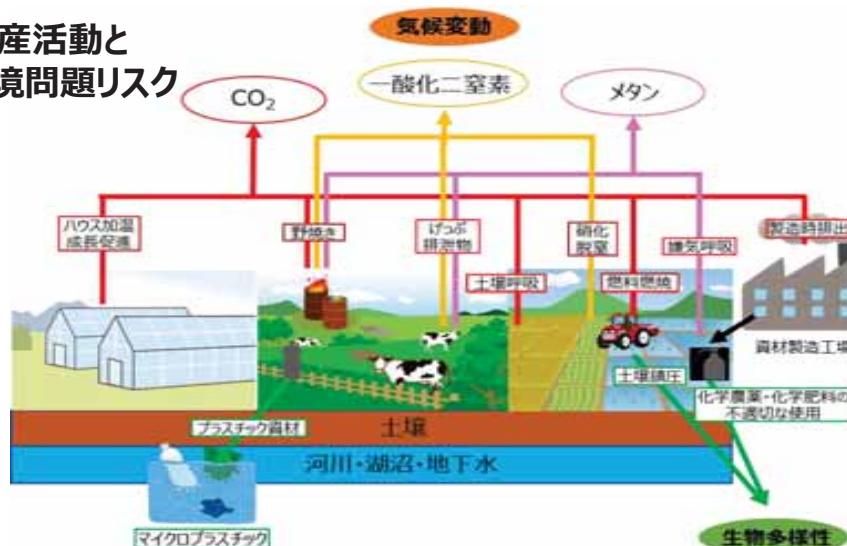
改正後の基本理念

・食料システムについては、
食料供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、
その負荷の低減が図られることにより、
環境との調和が図られなければならないことを明記（第3条）

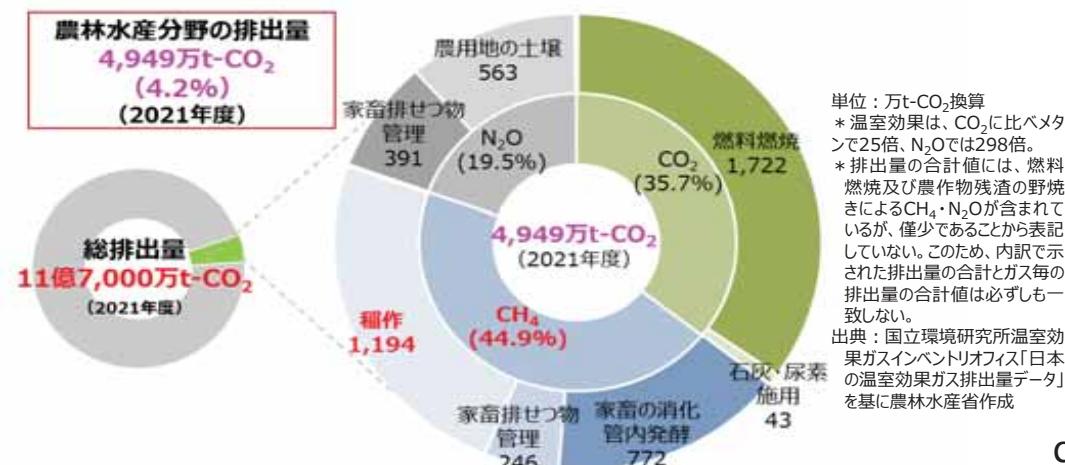
・農業が行われることにより生ずるプラスの機能である
多面的機能については、
環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないことを明記（第4条）

・農業生産活動における**環境負荷低減が図られることにより**
農業の持続的な発展が図られなければならない旨を明記（第5条）
※環境負荷低減のほか、生産性向上・付加価値向上についても明記（後述）

○農業生産活動と 地球環境問題リスク



○日本の農林水産分野のGHG排出量



具体的な施策

食品産業における環境負荷の低減

○第20条 食品産業の健全な発展（拡充）

環境への負荷の低減などの食料の持続的な供給に資する事業活動の促進

等

農業における環境負荷の低減

○第32条 環境への負荷の低減の促進（新設）

- ①自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、
・農薬・肥料の適正な使用の確保
・家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進
・環境への負荷の低減に資する生産方式の導入

- ②環境負荷低減に資する農産物の流通・消費が広く行われるよう、

- ・農産物の円滑な流通の確保（販売促進）
- ・消費者への適切な情報提供の推進
- ・環境への負荷の低減の状況の把握及び評価手法の開発（「見える化」など評価手法の開発・活用）

等

○環境負荷低減に資する取組例



減農薬・減肥料
(AI・ドローンによるピンポイント散布)



中干し期間の延長等による
水田からのメタンの削減

○「見える化」の取組例



コメ・トマト・キュウリの実証では、
削減率5%以上で★1つ、
削減率10%以上で★2つ、
削減率20%以上で★3つ
を付与



日本農業株式会社